

地にあるものに候へば、人数の相い増し候ほどは、土地も相い開き、無益の荒地等もこれ無きよう相成り候儀、自然の理りに候へば、土地を開き、耕種の業を怠らざるは、家内繁栄のもとたることを、よくよく慮り、従来の仕癖のみに安んぜず、ひろく種芸の術を尋問い、作徳を増し候よう心得べく候
付り

本文の意味を考え、耕種に志深く、あらたに便利の器械を拵付け、あるいは開発、或は産物、全て農具の益を計り候者これある場合は、組合いの者より、手順を以て届け出づべく候
(一)、近來農人とも本意を取り失い、利培の事を専心こころがけ病

症これある者どものうち、商札ちようだい願ひ出で、「百姓役」は、子弟などにゆずるの唱を以つて、農業を兼業いたし、富有に相くらし候族も間々これある趣き、三民の上たる者として、商業を好き候儀甚以て、不心得の至りにつき、右は当人のみ心卑劣に陥り候のみならず、子孫の者までその業を見習ひ、家内一同商家の風俗となり、ついにその風俗組合、他組までに相及び、改正の御趣意に相叶わず候奈、すみやかに前非を改め、商札返上せしめ、本業に返り申すべく候……下略

(二)、上の条に示す如く、耕作に心を用い候儀は、第一の本業に候処、地方不足の村方は、作間に山働き、駄賃持ちまたは諸細工の「内職札」所持致さずとも、苦しからざる分等兼業の者も少なからず候。

もちろん百姓の身分は、作間とても、昼夜間断なく諸働き精出し、粉骨砕身いたし候儀当然のことにて、いささかも怠るべからず候。しかるに近來、作間渡世としてお留山差しあげ、また

は困窮の村方新株拜領等仰せつけられ候を、手を下さずして問銀を取り、商術に紛はしき仕方も有之、かつ駄賃持ちそのほか、雇われ働きに、過分の高賃をむさぼり候類も間々これあり、総じて渡世向きが商人に近き方など、いずれも不心得のことに候

もとより百姓は利倍の致し方は、一切停止仰せつけられ候儀につき、右の如き風儀よろしからざる筋は、相慎み、お留山、所林、示米明所山共地下一同申しあわせ、互に相仕成し、右徳用銀を以て、窮迫を補い申すべく、その外、駄賃請日雇等、過分の賃銭請取申すまじく候

といったものである。
これは要するに、始めにおいては、農民の身分と職分を説明し、ついで農耕の心得を指示し、付り(附則)では、農民の商人化して行くことを警告したうえ、最後には農作のあい間における渡世の仕方の心得を説いて抜かるところがないまことに名訓令ではある。

第四節 飢饉と倉廩

農民の歴史は、いわば天災による飢饉の歴史といつても隣り合せていて、いわば飢饉の歴史といつてもよい。

日本の飢饉は、古くは欽明天皇の二八年(五六七)に日本書紀にあらわれている。すなわち同書に「郡、国大水し、飢ゆ。

或は人、相食む」とある。その後日本史のうえでは、大小数百回が挙げられている。

昔の飢饉は、旱害、冷害、風水害によつたが、その中でも旱害による被害がこわかつた。今でこそ日本の水田は用水堀や水路がゆきわたり、いわゆる灌漑設備が行き届いているが昔はそうでなかつたから、日照りで水が足らなくなると、たちまち水田が干上つた。

日本の飢饉のなかでも、天明の飢饉は日本史上、空前絶後の大飢饉であつた。

一、天明の飢饉

天明年間の飢饉というのは、天明二年(一七八二)から天明七年(一七八七)に至る六年間に亘る大凶作で、北は東北地方から南は琉球にいたるまで多くの餓死者が続出し、日本全土はまさに騒然たるものであつた。「日本早魃蘇雨史料」によると

天明二年(一七八二) 関東、近畿、四国各地長雨つづく。秋台風頻りにおこる。

天明三年(一七八三) 五月になるも寒く、六月より長雨、七、八月に至る。秋、台風

天明四年(一七八四) 天候不順小休止

天明五年(一七八五) 所々洪水おこる。西日本早魃。

天明六年(一七八六) 五月より冷夏各地に洪水多し。東北冷害す。

西日本早魃。

天明七年(一七八七)

飢饉続く。氣象異常下火となる。

という、全く酷いものであつた。この異常氣象が、身近な土佐の国ではどうであつたかを、当時の吾川郡池川郷の神官安部薩摩が記録していた「池川年代記」によると

天明三年、春、夏、秋、冬うち続く霖雨にて、をりをりかわくといえども雨露の乾くことなし。農人耕すといえども、草枯ることなし。春、夏仕付けける諸作は雨にやかれ、草にせられ、ついに消失し生い立つことなし。秋の取り入れと雖も、雨に押され、諸作を竿に掛け、納屋、軒下につり渡し、実あるといえども、腐りて、手に掛る物これ無く、無上の悪世にて、諸人秋春となく迷惑すること限りなし(中略)

いよいよ悪世にせめられて天命つきたる困窮人、今朝は起きいで錢をさげ、妻子はお茶をわかしおれ、食物買つてあたえんと、出ゆき向きも悪世にて、ただの一合もあらざれば、廻り廻りて、昼すぎ帰りて見れば、妻子とも、かたづをのんで待ちかねし、見目も哀れと錢なげ出し、座敷にまるび泣きければ、妻子ともに泣くばかり、何食う手立てもなかりしと、聞きさへ哀れふびんなり(以下略)

池川地方は、天明二年には冷害と長雨、天明四年は異常氣象小休止だったが、天明五年六年と打ち続く早魃になつてい

これは、池川郷と境を接する吾北の村々も、全く池川郷と同じ状況下にあつたことは疑いない。池川には餓死者が続出した。吾北もそうであつただろう。

二、池川紙一揆起る

うち続く凶作は、年貢を徴収する土佐藩庁にとっても、財政を苦しめる結果になっていったことはわかるが、連年の凶作に、土佐国領内に餓死者が続出しているのに、藩庁はその救済政策を行わず、むしろ藩の収入減を補うため、逆に農民からの取奪を強めていったから酷いものである。

例えば、池川郷民は連年の凶作が続く、餓死者が続いた末の、天明七年の時点においても、彼らが生産する楮草紙は、すなわち土佐藩の御蔵紙として強制的に藩へ納めねばならず、その値段は、正常な価格の三分の一でしか藩は引き取らなかつた。これを商人に売れば実にこの三倍の値段で買いとられるのだったから、いかに土佐藩が池川郷民から苛斂誅求（かれんしゅうまう）していたかがわかる。この時点で池川郷ではうち続く凶作の米の値段は数年前の三倍にも暴騰していた。池川郷民が、たまりかねて一揆にまで駆り立てられていったことは至極当然のことだったといえよう。

一揆は天明七年（一七八七）二月十六日の夜を期して行われた。池川郷の庄屋やそれに準ずる支配者層の一部を残し、郷民五六三人は、国境を越えて伊予の国久万山に逃散し普生山大宝寺へ駆け込んだ。この知らせを聞いて、同じ苦しみを受けていた隣村名野川郷の一部の森山村、北川村の両村民一七〇人は、

大挙して国境を越え久万山に逃散、同じく大宝寺に駆け込み先の池川郷民と合流した。こうして一揆の人数は七〇〇余人に達した。そして彼らは、その身を松山藩に預けたのである。

驚愕した土佐藩は、右往左往してその対策に苦しんだ。土佐藩主は参勤交替で江戸にいるし、池川郷民の逃散先は他国の伊予の国ではあるし、日時が長引いたり、あるいは、事と次第によつては、徳川幕府が介入して乗り出してこようものなら、それこそ土佐藩主の命運にもつながる。窮地に追いこまれた土佐藩は、一日も早くこの問題を解決することが至上命令となつた。

すなわち、明日にでも早く池川郷民ら七〇〇余人の農民に帰国してもらうことによつて、この事件をいち早く一件落着させることであつた。ところが、土佐藩がこの窮地に立たされたことが、実は事件を早く落着する誘因となつた。すなわち、いこうに動じようとしない一揆側の態度に対して、事件が長びくことを憂えた大宝寺の住僧理覚坊が両藩の仲を持ち、住僧の進言にそつて、池川郷民の要求はほとんど全部を土佐藩が認めた上、更に、郷民は一人も処罰しないことを約束したのである。まさに一〇〇パーセント農民の勝利に終わり、土佐藩は完敗したのであつた。（一説によれば七〇〇余人のうち主謀者の二人だけは後日処刑されたともいわれる）

池川及び名野川の一部農民が土佐の国へ帰国したのは天明七

年三月二十日から二十一日にかけてであつた。当時、全国的に多くの一揆が起きたが、このような農民の完全勝利に終わった例は、当時の幕府体制下には、全国にも、全く稀なことだったといわれる。

三、飢饉と倉庫

土佐藩政を根こそぎゆるがした池川紙一揆は、池川郷民らのいわば完全勝利に終わったが、土佐藩主側にとっては、この事件をきっかけに今まで土佐藩がとつて来た土佐の国の領民政策（農民政策）を一大反省し、同時に藩政の一大改革を断行しなければならなくなつた。

土佐藩はまず、池川郷一揆の直接の動因となつた国産方役所（こくさんかたやくじょ）と国産問屋制度を廃止した。池川一揆が落着した直後である。ところで、「国産方役所」というのは、土佐が年々藩財政が苦しくなつて行くので、財政のやりくりを考え出した方法で、すなわち、土佐の国で生産される物産のうち、商品価値に富む土佐の国産品を、一般商人の手に委ねず、土佐藩が独占して専売制にしようとしたものである。つまり、国産方役所というのはそのための役所だったわけである。国産方役所を経由した商品産物は、藩が指定した国産問屋商人によつて販売される仕組みになつていた。そして指定問屋商人は、売上利益金の一部を、藩の官庫に納金するのである。これは、生産者の個々の農民

が、自分の生産物を自由に販売できない仕組みで、藩はその権力によつて土佐藩の専売品として、極めて低価格で、農民のつくった紙を吸い上げていったのである。

さて、土佐藩は、池川一揆後、右の悪制度を廃止したばかりでなく、土佐藩の政治そのものを徹底的に改革することになつた。

当時の土佐藩主は九代山内豊雍で、この藩主の下で、藩政は冗費の節約、勤儉政策を断行して約一〇年の後、漸く藩の財政を安定させた。世にこれを天明の改革といっている。

天明の飢饉や一揆の暴発に懲りた土佐藩は、その後、社会制度を設けた。社会というのは、古代律令制時代に設けられた義倉と同じ性質のもので、古代の義倉は、富裕者から寄附や課徴によつて、その収入をもつて運営した備荒貯蓄のための倉のことをいうが、これは要するに貧民に対する一種の飢饉救済制度だった。しかし、その後、義倉制度は廃絶するが、江戸時代に入つて再び幕府は備荒貯蓄のための義倉制度を復活して、これを設置して社会といつた。その運営の方法は、各藩の藩主の奨励金を基金にして、それへ農民が土地の持高にに応じ穀物を出し合つて社会へ貯え、飢饉に備えたものである。昔の義倉的性質の倉を、幕府は社会と称せしめた由縁は、「社」という言葉の語源が、もともと「くみ」あるいは「くみあい」の意味であり、かつその運営が地元農民の相互の供出制の備蓄方法なの

で、社倉といわしめたものであろう。それはまた、社会政策的狙いの、領民慰撫対策でもあった。

土佐藩では、藩の「社倉」の名が、はじめて文献にあらわれるのは寛政十二年（一八〇〇）で、天明のうち続く飢饉のあげの年であり、また、土佐藩庁をゆるがした池川紙一揆のあった年であったころの、天明七年（一七八七）より一三年後のことである。土佐藩が、遅ればせながらも領民の飢饉対策を実施しようとしたのも、天明の改革の所産の一つであったのだろう。

しかし、土佐藩の社倉制度は、主として僻遠の山間部の村や、幡多郡のような城下から遠隔の地に設置されて、やっこのころになって、山の農民にも救済行政の手が延びたが、この制度も土佐国全域には徹底しなかったようである。

次に掲げる史料は、安政五年（一八五八）樞ノ木山村庄屋松垣虎之助が、土佐藩庁に提出した困糶差出書である。もちろん「困糶」といっても、土地がら、それは糶ひよであった。

安政五年十二月

困糶差出

吾川郡樞ノ木山村

一、糶 七石七斗三升八合五勺也

一、糶 拾八石八斗也

この分担臨時困増、菅人前につき、二升五合宛を以て七百五拾式人分去る巳の年歳入に相成る分かくの如し

糶 式拾六石五斗三升八合五勺也

右之通り取り立て歳入に相成分お届け仕り候 以上

午十二月

樞ノ木山村 庄屋

虎之助 ⑩

なお、その他、新別村にも「新別村困糶開札帖」が残っているし、西津賀才村にも安政二年（一八五五）に困糶の倉裏を設け、明治維新の廢藩置県まで、存置された記録が残っている。

吾北の他の村々でも、この同じ備荒貯蓄が行われたと考えられるが、それらはまだ詳しくわかっていない。

昭和五十年八月十七日

台風五号による災害は、吾北村にとって有史以来最悪の出来事である。先祖からの口碑にもなかったほど悲惨なもので、村史にも特筆に値する災害であった。中心気圧九六〇ミリバール、最大風速四〇メートル、一時間当たり一一九ミリの断続的な雨が一〇時間余に亘って降り続いた。

雨台風による被害

この災害によって吾北村は死者五名、重軽傷者一五名、家屋の全半壊一五一、床上浸水三四、床下浸水六五、田の流失埋没四五ヘクタール、畑一ヘクタール、山林の損失五五ヘクタール(推定)の被害があり、吾北村は上八川地区、清水地区、小川地区、下八川地区の人家の密集したところは例外なく大きな被害を受けた。川沿いに並ぶ旅館や商店はすべて二階まで水に浸り、中にはそのまますっぽりと濁流にさらわれ、屋根を頂いたままの姿で橋の上を流れていった。

村役場の対岸にある上八川地区川井にあった四世帯の入ったアパートと、五〇年以上むかしからあった民家も、家財道具一物も残さず一瞬のうちに流失した。

人災と天災(山間の農家は敵に家を建てるのが常識)

土佐市、日高市、吾北村、越知町、池川町等仁淀川水系の全地域がすべて豪雨だった。道路は寸断され、吾北村は三日間陸の孤島となった。

災害救助法が適用された

歴史に残る大災害に対し、翌十八日から救援復旧作業が開始された。知事の要請で、岩国の陸上自衛隊からヘリコプター九機、他に自衛隊員一三五五人が投入され、四国電力のヘリコプターとともに負傷者の救出、道路の応急整備、ゴミの処理、物資輸送などあらゆる方面で活躍し、土建業者や関連業者も懸命の努力を続けた。災害救助法の適用は、県下で一九市町村に及んだ。吾北村も行政のほぼすべてを災害復旧に投入した。

以後三か年を費して、田、畑、道路、河川護岸の復旧がほぼ完成した。

「天災は忘れたころにやって来る」この言葉は、地球物理学で随筆家の寺田寅彦氏の有名な言葉だが、台風五号ほど状況の把握、総合的な判断、有機的な連絡体制の緊急整備など、すべての意味で人間が試された災害はなかった。

高知県下で台風五号による災害救助法適用市町村は、大川村、本川村、吾北村、池川町、吾川村、越知町、佐川町、日高町、伊野町、鏡村、高知市、春野町、土佐市、須崎市、葉山村、中村市、宿毛市、三原村、土佐清水市であった。

人の住居の設計は、ほとんど台風等の常習被害地をさけて建てられていた。例えば、山間にむかしからある集落は例外なく山の畝にある。山の畝というのはその地形の骨に当たるところで、それ以上地形が変わらない場所であるから、災害のときでも多少風当たりは強くても地盤が崩れる危険はなかった。毎年起きる台風から受ける被害は、ほとんどの場合人災であるが、代々続いているいわゆる旧家といわれる本家が災害に見舞われる事態が生じた場合、それは天災であるという。

自然災害に容赦はない

災害は、ときに非情で突発的にやって来る。容赦という言葉は通じない。非常の場合の対策は、常日ごろから対応を心掛けておくべきでおろそかにしてはならない。特に老人・身体障害者のある場合、最後の落着きは、吾が家でありたいという願望がある。このことも心得ておくべきことの一つである。

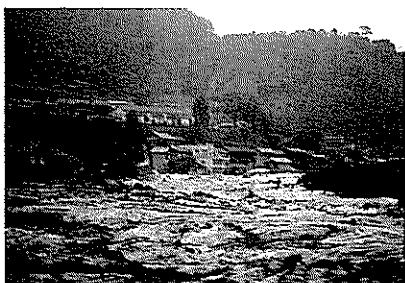
安全な避難場所を確保するとき、この願望が行動を阻害するということも、五号台風は教訓として残した。

台風五号は、五十年八月十七日午前八時五〇分、中心が宿毛市付近を通過した。そのとき清水市測候所足摺分室は、瞬間最大風速五二・一メートルを記録している。

台風の中心が伊予灘に入ったとき、室戸岬測候所のレーダーは未曾有の集中豪雨をとらえた。日雨量九〇三ミリ、伊野町、



思地橋を越えた濁流 (昭和50年 8月17日)



思地付近 (昭和50年 8月17日)



日比原・橋の上に堆積した流木（昭和50年8月18日）



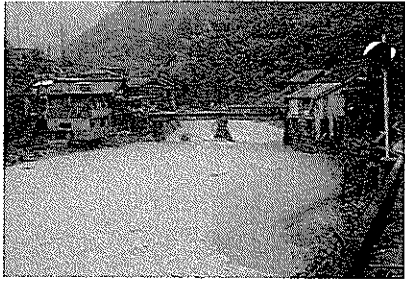
黒巣川（昭和50年8月18日）



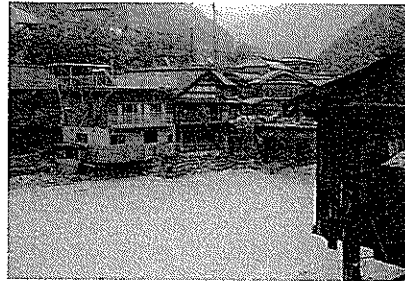
カツラガ谷（農協上八川支所前）
台風5号（昭和50年8月17日）



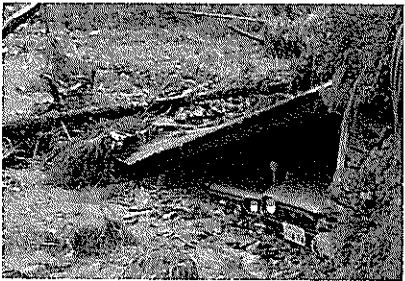
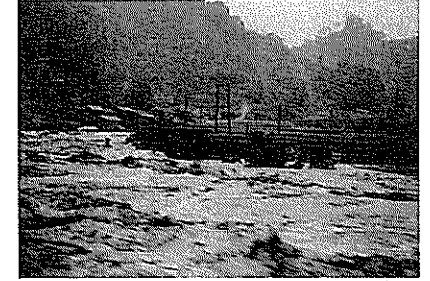
濁流は思地橋を越えた（昭和50年8月17日）



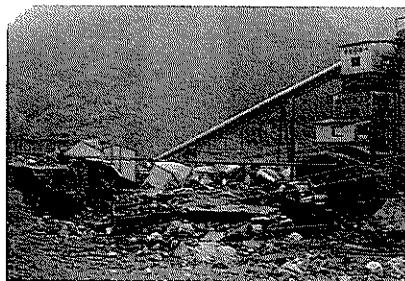
日比原（昭和50年8月18日）



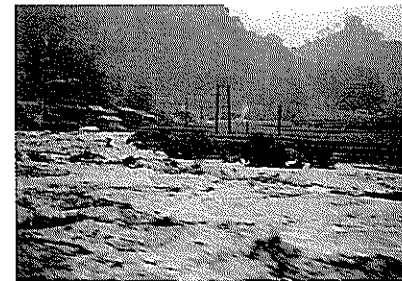
川井・柚ノ木野前・5号台風の濁流（昭和50年8月17日）



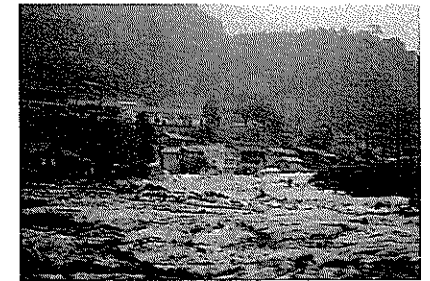
上八川本郷（昭和50年8月18日）



本郷・生コン（昭和50年8月18日）



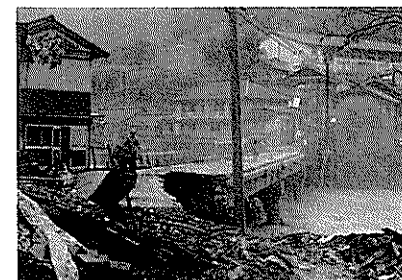
本郷川 枝川川合流付近（昭和50年8月17日）



本郷川濁流 程野付近・台風5号（昭和50年8月17日）



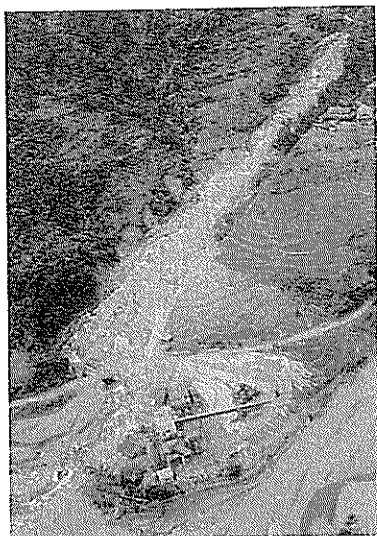
日比原・5号台風災害（昭和50年8月19日）



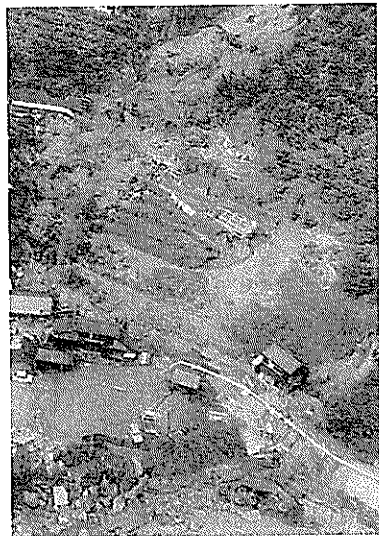
思地（昭和50年8月18日）



川井前（昭和50年8月17日）



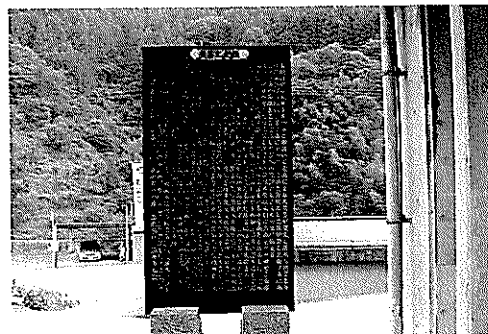
本郷・生コン周辺 (昭和50年 8月20日)



上八川程野・旧役場東側 (昭和50年 8月20日)



災害復旧記念碑 (表)



災害復旧記念碑 (裏)



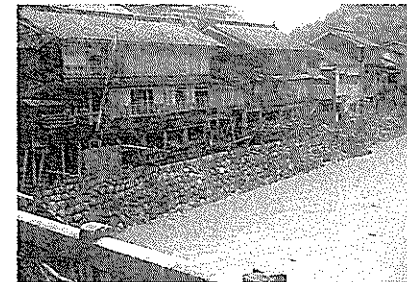
道路崩壊



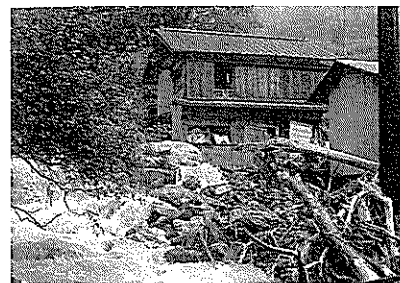
救援物資の運搬



上八川本郷・台風5号の爪跡 (昭和50年 8月20日)



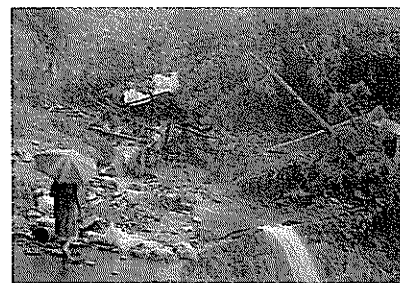
日比原 (昭和50年 8月19日)



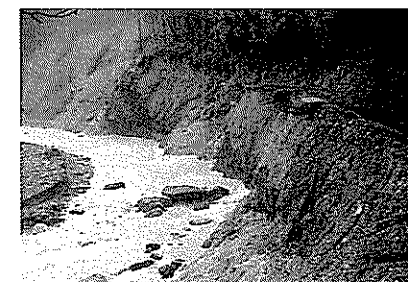
土砂流入の清水馬路筒井貞婦宅 (昭和50年 8月20日)



寺野・5号台風災害のあと (昭和50年 8月20日)



清水横川付近 (昭和50年 8月20日)



清水横川 (昭和50年 8月20日)